

第482回: デジタル・レーニン主義の行方

筆者のサラリーマン人生の内、最初の約 35 年は三菱信託銀行(現・三菱 UFJ 信託銀行)、そして後段の約 10 年は東洋証券の名刺を使って働いてきた。

だから、筆者は銀行出身者なのだが、たまたま国際部の企画課時代に、英語に続く“第 2 外国語”の研修プログラムを設計した縁で、中国語留学の第一期生に選ばれてしまい、その後の人生が決まってしまった。

筆者が中国を好きなのか、中国が筆者に惚れているのか知らんけど、これまで留学と駐在 3 回で、合計 13 年くらい北京と上海で暮らしてきたことになる。

初めて上海に派遣された 1981 年当時の中国は、いまのピンク色の“社会主義市場経済”とは全く異なり、真っ赤な共産国家。スパイ小説でいえば「モルダウの黒い流れ(ライオネル・デヴィッドソン)」、「寒い国から帰ったスパイ(ジョン・ル・カレ)」のような雰囲気だった。

でも幸いなことに、お堅い銀行から派遣された、品行方正、品貌端正な駐在員ということで、泣く子も黙る中国当局からマークされた経験はそんなに多くない(でも何回かはある..)。

当時の銀行員で当局から(軽く)監視されていたのは、台湾に積極的な一部邦銀の一部の人たちだけであり、監視の主たる対象は、云うまでもなく大使館／領事館員と特派員であった。

80 年～90 年代を、寒くて赤い中国で過ごした外交官や新聞記者たちは、公安局や国家安全局等による尾行や盗聴に随分イラついていたことを覚えている。

慣れれば尾行を撒くのは簡単だが、相手に恥を搔かせるような撒き方をすると、次回から公安が嫌がらせで、“堂々と威嚇するように”跡をつけてくるので、知らんぷりをする人が多かった。

壁に耳あり障子に目ありと云うとおり、新聞社の支局にも社宅の壁にも盗聴器が埋め込まれているので、間違っても“情報源”に関する情報などを本社との電話で喋るわけにいかず、緊急事態でどうしても東京と電話で話す必要があるときは、夜遅く筆者が陣取るカラオケバーに携帯電話を借りに来る特派員もいた。

それから数十年、最近中国の公安局は日本の新聞記者なんか尾行しなくなったという。

そんな辛くて効率の悪い仕事をしなくても、新聞記者や大使館員たちの移動先は、彼らの使用するスマホを通じて GPS でしっかり把握できるからだ。

スマホを持つのはヤバい。ヤバければ持たなきゃよいのだが、腹の立つことに、こと中国、それも都市部に限定すれば、中国人も外国人もスマホがないと生きていけないのである。

上海に住む日本人駐在員の典型的な一日は①朝起きるとスマホでニュースを確認、②コンビニでパンとコーヒーを(スマホ決済で)購入、③地下鉄駅をスマホで通過し、④到着駅ではスマホを使ってシェアリング自転車のロックを解除してオフィスへ。オフィスではさすがにデスクトップ・パソコンを使って仕事をするが、⑤昼食は忙しいからスマホアプリで出前を取り、⑥夕方は、配車アプリ“滴滴出行”でタクシーを呼んで帰宅。そして⑦自宅ではスマホアプリでマッサージでも呼ぼうか・・・これが駐在員の毎日だ。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

まことに便利な時代になったものだ。こんなサービスを提供する企業のリーダー格が、アメリカのGAFA（Google・Apple・Facebook・Amazon）と張り合い、俗にBAT（百度“Baidu”・阿里巴巴“Alibaba”・騰訊“Tencent”）と呼ばれているIT企業だ。

彼らは商売繁盛のお蔭で、消費者の通信・消費・行動に関する夥しいデータを着々と蓄積しており、それらの膨大な情報を活用して、更に新たな事業を創出しようとしている。これ、正に資本主義の成長原理、“拡大再生産”だ。

ここまでは誠に結構なことだが、問題はBATが集めたビッグ・データが国家にも献上されていることだ。

中国は2017年公布のサイバーセキュリティ法に基づき、個人情報や産業関連情報を、社会秩序の安定や、経済成長の起爆剤に据えようとしている。

ビッグデータやAIをうまく活用すれば、社会管理システム構築や中国の民生向上に役立つのは事実だが、中国は個人を国家基準でランク付けし、あらゆる犯罪行為や反社会行為を看守する監視社会を目指しており、これが各国からデジタル・レーニン主義、デジタル・マオイズム等と揶揄されている。

この社会管理PJが行き過ぎると、最近の英フィナンシャル・タイムズ記事ではないが、「中国共産党政権によるウイグル族への人権侵害に、世界最大級の監視カメラメーカー杭州ハイクビジョンが加担しており、米国の輸出規制の対象にすることが検討されている云々」と諸外国からのクレーム増えるだろう。でもこれはメーカーに気の毒ではないか。メーカーが悪いのではなく、製品を悪用する奴が悪いと思うのだが。

社会のデジタル化は“中国的特色”が正しいのか、“西欧の普遍的価値観”が良いのか、ここで議論するつもりはないが、フィナンシャル・タイムズの懸念はもつともだ。

中国当局は「われわれはビッグデータで国民生活を“監視”しているのではなく、社会の秩序を守るため、国民の生活を“モニター”している」と云いたいのだろう。

でも個人の趣味やグルメ情報くらいまでは良いが、株式投資の勝ち負けや、蓄財状況、クレジットカードの使用明細、“各種”ホテルの利用歴まで把握されて喜ぶ人は少ないだろう・・・いくら中国人でもね。

中国が目指す管理社会が、人類の未来の先取りなのか、それとも、おぞましきデジタル・レーニン主義なのか、むかしの中国を知る者から見ると、公安局が尾行していた時代が懐かしいような気も。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成30年11月29日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本^の常識は中国^の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040